

豊中市立中豊島小学校PTA

# PTA会則



豊中市立

中豊島小学校

NAKA-TESHIMA ELEMENTARY SCHOOL

〒561-0802 大阪府豊中市曾根東町6丁目13番1号

【TEL】 06-6863-4646

【FAX】 06-6862-4904

【HP】 <http://www.toyonaka-osa.ed.jp/cms/nakates/>

【E-MAIL】 [nakatePTA@outlook.jp](mailto:nakatePTA@outlook.jp)

豊中市立中豊島小学校 PTA 会則	昭和 44(1969)年 4 月 1 日制定
	令和 5(2023)年 11 月 28 日改定

## 第 1 章 名称

### 第 1 条

本会は、豊中市立中豊島小学校 PTA という。

## 第 2 章 目的と活動

### 第 2 条

本会は、父母と教職員が協力し学校、家庭及び社会における児童の福祉を増進することを目的とする。

### 第 3 条

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. よい父母、よい教職員となるようにつとめる。
2. 学校と家庭及び会員相互の緊密な連絡によって児童の健全育成に協力する。
3. 教育環境を充実することにつとめる。

## 第 3 章 方針

### 第 4 条

本会は、次の方針に従って活動を行う。

1. 本会は、宗教及び政治活動には関与しない。
2. 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配も干渉も受けない。
3. 本会は、児童、青少年の福祉増進のため活動する他の団体と協力する。
4. 本会は、学校の管理や教職員の人事については干渉しない。
5. 本会は、もっぱら営利を目的とする事業は行わない。

## 第 4 章 会員

### 第 5 条

本会の会員は、本校に在籍する児童の父母またはこれに代わるもの（以下、保護者とする。）と本校に勤務する教員のうち、この会の目的や趣旨に賛同し、入会を希望した者とする。

### 第 6 条

保護者は一家庭を一会員とし、会員は全て平等の権利と義務を有する。

### 第 7 条

本会の退会は、次の通りとする。

【自動退会】児童の転居、卒業または勤務校の移動により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもって退会とする。

【任意退会】自由意志によって退会する者は、PTA に連絡後、所定の手続きを以て退会とする。

## 第5章 会計

### 第8条

本会の経費は、会費、自発的な寄付金その他の収入によって支弁する。

### 第9条

本会の会員は、会費を支払わなければならない。

### 第10条

本会の会費は、一家庭当たり月額150円とする。

### 第11条

本会の経理は、総会で認められた予算に基づいて行われ、会計監査を経て総会に報告されなければならない。

### 第12条

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 役員及び会計監査とその選出

### 第13条

本会には次の役員及び会計監査をおく。

1. 役員           (1) 共同代表     3名  
                  (2) 庶務        4名以上(父母より4名以上、教職員より1名)  
                  (3) 会計        2名以上(父母より2名以上、教職員より1名)
2. 会計監査       3名以上(前年度会計と共同代表とする)

### 第14条

役員及び会計監査の任務は、次のとおりとする。

#### 1. 役員の任務

##### (1) 共同代表

- ①共同代表は、本会を代表する。
- ②運営委員会を構成して会務を総括する。
- ③運営委員長、委員を委嘱する。

##### (2) 庶務

総会、運営委員会、全体委員会の議事及び本会の活動に関する重要事項を記録し、これを保持するとともに庶務事項を担当する。

##### (3) 会計

総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、会計帳簿はいつでも閲覧に備えるとともに、総会において会計監査を経た決算報告をする。

#### 2. 会計監査の任務

随時会務並びに会計が行う経理状況を監査し、中間監査と決算監査を行い、総会において監査結果を報告する。

### 第15条

役員及び会計監査の選出は、次の方法で行う。

1. 役員及び会計監査の候補者を定めるため、選考委員会を設ける。

2. 選考委員決定後、決定した旨を全会員に通知する。
3. 選考委員会は、役員及び会計監査につき候補者を定数以上選考し、本人の同意を得て、2月末までに候補者氏名を全会員に書面をもって通知する。
4. 役員及び会計監査の承認は、前記3.の書面発行後5日以内に全会員の20分の1以上の不信任通知がない限り、承認されたものとみなす。
5. 役員及び会計監査で欠員を生じ、充足の必要があるときは、運営委員会で決定する。

#### 第16条

役員及び会計監査の任期は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第7章 委員会

#### 第17条

本会に次の委員会を構成し、委員長、副委員長及び委員をおく。

1. イベント企画委員会 委員長は1名、副委員長は1名以上、委員は人数上限15名
2. 地区みまもり委員会 委員長は1名、副委員長は2名以上、委員は若干名
3. 卒業準備委員会 委員は卒業学年の各学級より2名もしくは学年全体から6名  
立候補が無い場合、選出しない  
選出された委員より委員長、副委員長を選出する
4. デジタルサポート委員会 システム管理 1名以上  
ウェブサイト等の更新、情報発信 1名以上

#### 第18条

各委員会の事業内容は、次のとおりとする。

1. イベント企画委員会  
児童及び会員の体育、健康管理に関する事項を企画し会員としての教養を高め、あわせて会員相互の親睦をはかる事業を行う。また、その年の委員会規模に応じて事業内容については委員長の裁量に任せる。
2. 地区みまもり委員会  
主として校外における児童の心身の健全な活動の推進とその環境づくりにつとめる。
3. 卒業準備委員会  
卒業学年の保護者から有志を募り、卒業学年を対象にしたイベント等を企画する。また、その年の委員会規模に応じて事業内容については委員長の裁量に任せる。
4. デジタルサポート委員会
  - (1) 役員、各委員会からの依頼を受けてシステム管理を担当する。
  - (2) 役員、各委員会からの依頼を受けてPTAブログやウェブサイト等の更新、情報発信をする。

#### 第19条

共同代表は、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

### 第8章 正副委員長、委員とその選出

#### 第20条

1. イベント企画、地区みまもり各委員会正副委員長は、前年度最終の運営委員会の5日前までに、役員の合議により選出し共同代表が委嘱する。
2. イベント企画、卒業準備各委員は、会員の互選により選出された者を共同代表が委嘱する。また、互選の方法については別に定める。
3. 地区みまもり委員は、地区みまもり委員長の推薦により共同代表が委嘱する。

4. 卒業準備委員会委員長は、卒業準備委員決定後、役員の合議により選出し共同代表が委嘱する。

## 第21条

委員長、副委員長及び委員の任務は、次のとおりとする。

### 1. 委員長

委員長は臨時所属委員会を招集し、所属事項に関する企画を練り、その結果を運営委員会の審議に付し、会の目的達成につとめる。

### 2. 副委員長

副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故等により任務を遂行することができない場合は、その職務を代理する。

### 3. 委員

委員は所管事業計画の中で、その活動の中心となる。

## 第9章 集会

### 第22条

集会及びその招集は、次のとおりとする。

#### 1. 総会

(1) 総会は全会員をもって構成され、本会は最高決議機関である。

(2) 総会は共同代表が招集し、定足数は全会員の10分の1とし、議決は出席者(委任状を含む)の過半数とする。

(3) 総会は、1回以上開催する。但し、運営委員会が必要と認めた場合、または全会員の20分の1以上の要求があった場合は、共同代表は総会を招集する。

(4) 総会において、前年度事業及び決算報告、事業計画、年度予算の承認、その他重要な事項について審議する。

(5) 天災、社会状況の変化に応じて書面により議決権が行使できるものとする。

この場合も定足数は全会員の10分の1とし、議決は提出者の過半数とする。

#### 2. 運営委員会

(1) 運営委員会は、役員、各委員会正副委員長、学校長及び教頭をもって構成する。

(2) 本会の運営、事業計画、予算編成等につき総合的審議をする。

(3) 共同代表が招集し、定足数は3分の2とする。

#### 3. 各委員会

共同代表または委員長が必要と認めたときは、随時各委員会を開催することができる。

### 第23条

学校長及び役員は、本会の全ての会合に出席して所管事項について発言することができる。

## 第10章 附則

### 第24条

この会則の不備を補うため、別に運営委員会の決議を経て内規を定めることができる。

### 第25条

この会則に疑義を生じたときは、運営委員会にはかり一般社会通念によって補う。

### 第26条

この会則は、総会において出席者（委任状を含む）の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。但し、改正案は総会前に全会員に通知しておかなければならない。

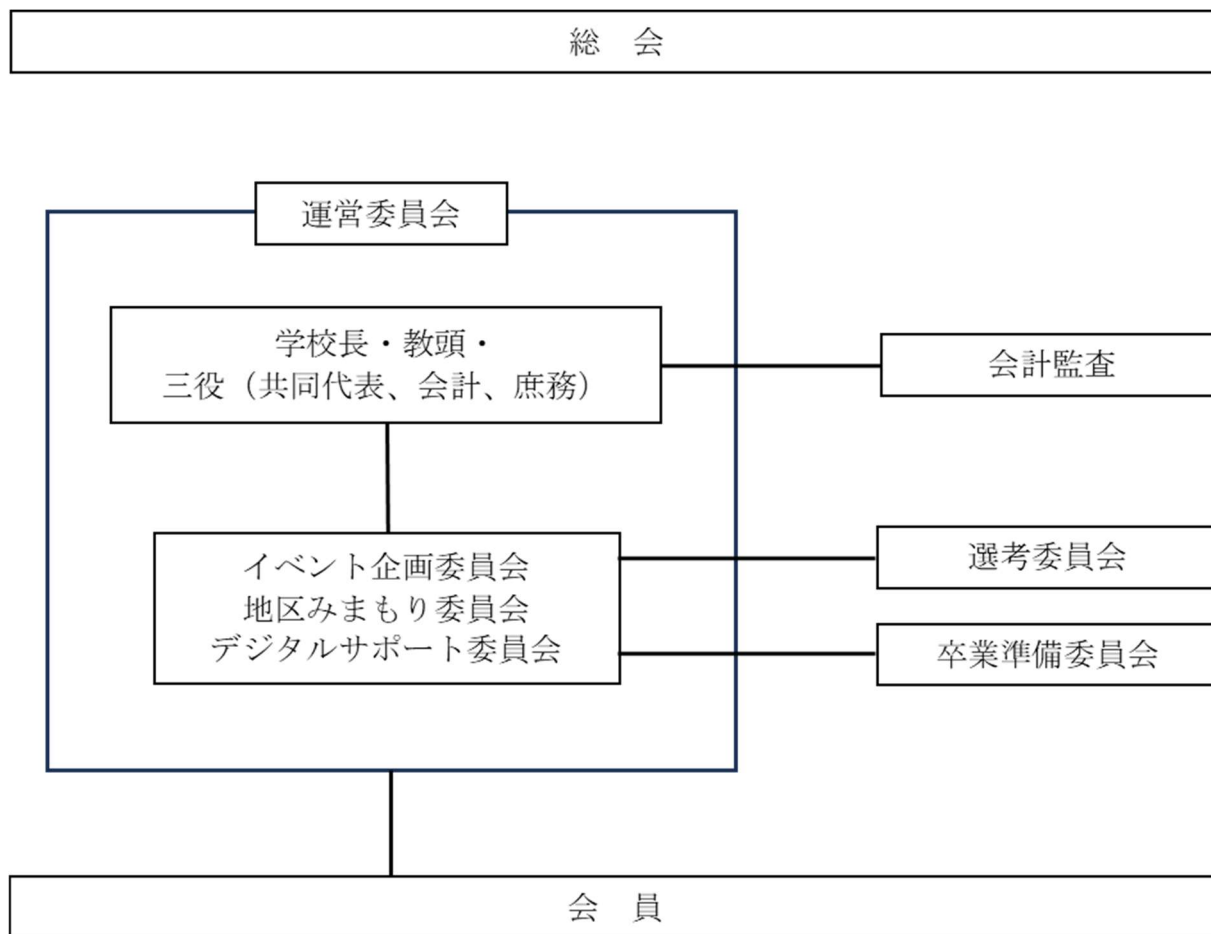
## 第 27 条

この会則は、昭和 44(1969)年 4 月 1 日より実施する。

昭和 45(1970)年	4 月 1 日	一部改正
昭和 50(1975)年	4 月 1 日	一部改正
昭和 51(1976)年	4 月 1 日	一部改正
平成 1(1989)年	12 月 14 日	一部改正
平成 5(1993)年	5 月 1 日	一部改正
平成 7(1995)年	3 月 7 日	一部改正
平成 8(1996)年	3 月 2 日	一部改正
平成 9(1997)年	3 月 7 日	一部改正
平成 12(2000)年	3 月 4 日	一部改正
平成 14(2002)年	3 月 2 日	一部改正
平成 15(2003)年	3 月 3 日	一部改正
平成 16(2004)年	3 月 2 日	一部改正
平成 17(2005)年	3 月 3 日	一部改正
平成 18(2006)年	3 月 4 日	一部改正
平成 20(2008)年	2 月 14 日	一部改正
平成 22(2010)年	3 月 16 日	一部改正
平成 27(2015)年	12 月 12 日	一部改正
令和 3(2021)年	4 月 1 日	一部改正
令和 5(2023)年	4 月 1 日	一部改訂
令和 5(2023)年	11 月 28 日	一部改訂

以 上

# 豊中市立中豊島小学校PTA 系統図



# 豊中市立中豊島小学校PTA

## PTA内規



豊中市立中豊島小学校 PTA 会計規定	昭和 44(1969)年 5 月 9 日制定
	令和 6(2024)年 3 月 9 日改定

## 第 1 条

本会の会員は、会費を支払わなければならない。但し、次の場合は、会費を減免することができる。

- (1) 就学援助の適用を受けているとき。
- (2) 風水震災その他の非常災害を受けたとき。

## 第 2 条

予算の執行については、次の帳簿を作成しなければならない。

- (1) 銀行預金帳簿
- (2) 現金出納帳
- (3) 会計証書

## 第 3 条

会員は、共同代表の許可を得て、いつでも会計帳簿を閲覧することができる。

## 第 4 条

当初の予算を変更する必要があるときは、運営委員会で審議する。

## 第 5 条

会計監査は、PTA 会則に定める定例監査のほか、以下の要求があるときは臨時監査できる。

- (1) 会計監査が必要と認めるとき
- (2) 運営委員会の要求があるとき、
- (3) 一定数（会員の 20 分の 1）以上の会員の要求があるとき

## 第 6 条 附則

- (1) この規定は、PTA 会則の内規とする。
- (2) この規定を運営委員会の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。
- (3) この規定は、1969 年（昭和 44 年）5 月 9 日より実施する。

昭和 61(1986)年 4 月 9 日	一部改正
平成 1(1989)年 12 月 16 日	一部改正
平成 8(1996)年 5 月 18 日	一部改正
平成 21(2009)年 2 月 25 日	一部改正
令和 6(2024)年 3 月 9 日	一部改正

以 上

豊中市立中豊島小学校 PTA 慶弔規定	昭和 44(1969)年 5 月 9 日 制定
	令和 6(2024)年 3 月 9 日 改定

## 第 1 条

児童及び会員の死亡に際しては、次の規定により弔意を表すことを原則とする。

対 象	葬儀参列	弔 意
児 童	共同代表、教職員、学級児童	・香典 5,000円 ・柩または供花
会 員	共同代表、所属委員会委員、教職員、 児童学級代表	・香典 5,000円 ・柩または供花

## 第 2 条

PTA 活動中において、児童、会員が傷害等により入院治療の場合、お見舞いをする。  
見舞金額：5,000円

## 第 3 条

上記以外の場合及び上記の場合でも特別の場合には、役員により決定する。

## 第 4 条

上記の慶弔については、一切返礼しない。

## 第 5 条 附則

- (1) この規定は、PTA 会則の内規とする。
- (2) この規定は、運営委員会の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。
- (3) この規定は、1969 年（昭和 44 年）5 月 9 日より実施する。

昭和 53(1978)年 2 月 14 日 一部改正  
 平成 1(1989)年 12 月 16 日 一部改正  
 平成 15(2003)年 12 月 9 日 一部改正  
 平成 17(2005)年 2 月 22 日 一部改正  
 令和 6(2024)年 3 月 9 日 一部改正

以 上

豊中市立中豊島小学校 PTA 委員規定	平成 12(2000)年 3 月 4 日制定
	令和 6(2024)年 3 月 9 日改定

## 第1条

イベント企画・地区みまもり・デジタルサポートの各委員会を構成する委員を毎年4月末日までに、卒業準備・選考委員会を構成する委員を毎年8月までに選出する。ただし天災、社会状況に拠り選出を遅らせることも、実施しないこともある。

地区みまもりならびに選考委員会以外の委員選出は本規定により行う。

地区みまもりならびに選考委員は同委員会規定により選出する。

## 第2条

全会員は、選出権並びに被選出権を持つ。

## 第3条

(1) 委員に立候補する者は、定められた期日までに申し出ることとする。

(2) 定数以上の候補者が出た場合、前年度委員をしていない者を優先し、立候補者間の合議をもって選出する。

(3) 立候補者数が定数に満たない場合については、被選出者名簿より PTA 活動履歴の少ない者から選出する。

## 第4条

以下の条件を満たした者は、次年度より永久に一切の役員、委員の被選出者名簿より除外され、PTA 活動履歴は上級児童の卒業後も維持される。

但し、当該者からの申し出により被選出者名簿の除外を拒否することができる。

(1) 三役、四役、正副委員長、選考委員、デジタルサポート委員を1回務めた者。

(2) 一般委員を2回務めた者。

(3) 単発ボランティアに原則4回参加した者。単発ボランティアとはPTA業務のサポート、学校行事、地域団体の行事サポートなどをいう。

なお、一般委員1回、単発ボランティア2回務めた場合も永久免除の対象となる。

## 第6条

役員、正副委員長、各委員に選出されたにも係らず、理由なく、各種活動に参加、協力しなかった場合、およびそれに類似している状況と判断される場合は、活動履歴として記録されないことがある。

また、事情により年度途中で委員を交代した場合も同様の扱いとする。

## 第7条

(1) この規定は、PTA会則の内規とする。

(2) この規定は、運営委員会の3分の2以上の賛成により改正することができる。

(3) この規定は、平成13(2001)年2月17日より実施する。

平成 14(2002)年	1 月 19 日	一部改正
平成 16(2004)年	2 月 17 日	一部改正
平成 20(2008)年	2 月 26 日	一部改正
平成 21(2009)年	2 月 27 日	一部改正
平成 22(2010)年	3 月 16 日	一部改正

平成 24(2012)年	3 月 10 日	一部改正
平成 27(2015)年	1 月 10 日	一部改正
平成 28(2016)年	2 月 13 日	一部改正
平成 30(2018)年	12 月 8 日	一部改正
令和 3(2021)年	4 月 1 日	一部改正
令和 6(2024)年	3 月 9 日	一部改正

以 上

豊中市立中豊島小学校 PTA 地区みまもり委員会規定	昭和 49(1974)年 4 月 1 日制定
	令和 6(2024)年 3 月 9 日改定

第 1 条 事業内容

本会員は、主として校外における児童の心身の健全な活動の推進とその環境づくりにつとめる。

第 2 条 委員長、副委員長、委員の選出・任務

役名	定数	選出方法	任務
委員長	1 名	<u>選考委員会により選出し、共同代表が委嘱する。</u>	<u>地区みまもり委員会</u> を招集し、事業計画を練り、その結果を運営委員会の審議に付し、会の目的達成につとめる。
副委員長	2 名以上	<u>選考委員会により選出し、共同代表が委嘱する。</u>	委員長を補佐し、委員長が職務を履行することができないときは、その職務を代理する。
地区委員	<u>各地区若干名</u>	<u>選考委員会により選出し、共同代表が委嘱する。</u>	委員会の計画に基づき、地区の事情に応じて活動の中心となる。

第 3 条 委員長、副委員長、委員の任期等

1. 委員長、副委員長、地区委員の任期は、1 年とする。但し、再任は妨げない。
2. 全会員は、児童が在籍中に 1 回、委員として協力することが望ましい。再任の最高限度は 3 年以内とする。

第 4 条 集会の種類

集会名	招集者	構成	回数
<u>地区みまもり委員会</u>	<u>共同代表</u> または 委員長	委員長、副委員長、地区委員、 <u>地区みまもり委員会</u> 担当教職員	学期 1 回以上の開催を原則とする。

第 5 条 附則

- (1) この規定は、PTA 会則の内規とする。
- (2) この規定は、地区みまもり委員会において、過半数以上の同意を得て、PTA 運営委員会の承認により改正することができる。
- (3) この規定は、昭和 49(1974)年 4 月 1 日より実施する。

昭和 53(1978)年 4 月 19 日 一部改正  
 平成 1(1989)年 12 月 16 日 一部改正  
 平成 4(1992)年 12 月 19 日 一部改正  
 令和 6(2024)年 3 月 9 日 一部改正

以上

豊中市立中豊島小学校 PTA 選考委員規定	平成 13(2001)年 2 月 17 日制定
	令和 6(2024)年 3 月 9 日改定

第 1 条

選考委員会の事業内容は、次年度の役員、正副委員長、イベント企画、地区みまもり、デジタルサポート各委員会の一般委員の選出を行う。なお、年度途中で欠員が生じ、充足の必要があるときは、再度選出を行う。

第 2 条

選考委員は、1～5 年生の各学級より 1 名以上もしくは各学年全体から 3 名以上で構成される。ただし、次の項目に該当する家庭は、その年度の選考委員を辞退することができる。

- (1) 過去に三役、四役、正副委員長、選考委員、デジタルサポート委員を 1 回務めた者。
- (2) 過去に一般委員を 2 回務めた者。
- (3) 過去に単発ボランティアに原則 4 回参加した者。

第 3 条

選考委員会委員長は、選考委員決定後、委員間での互選により選出し、共同代表が委嘱する。

第 4 条

選考委員の任期は 1 年とし、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

第 5 条 附則

- (1) この規定は、PTA 会則の内規とする。
- (2) この規定は、運営委員会の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。
- (3) この規定は、2001 (平成 13) 年 2 月 17 日より実施する。

平成 17(2005)年 2 月 22 日 一部改正  
 平成 20(2008)年 1 月 26 日 一部改正  
 平成 21(2009)年 2 月 25 日 一部改正  
 平成 27(2015)年 1 月 10 日 一部改正  
 平成 30(2018)年 12 月 8 日 一部改正  
 令和 1(2019)年 12 月 1 日 一部改正  
 令和 6(2024)年 3 月 9 日 一部改正

以 上

豊中市立中豊島小学校 PTA 正副委員長選出規定	平成 13(2001)年 12 月 8 日 制定
	令和 6(2024)年 3 月 9 日 改定

第 1 条

前年度に正副委員長及び役員を務めたものは、その年度の正副委員長選出から除外される。但し、当該者からの申し出により除外を拒否することができる。

第 2 条

(1) 委員長が事故及びその他の事由により職務遂行が困難となった場合、副委員長はその職務を代理する。

(2) 副委員長が事故及びその他の事由により職務遂行が困難となった場合、委員長は委員の中から後任の副委員長を選出することができる。

第 3 条 附則

(1) この規定は、PTA 会則の内規とする。

(2) この規定は、運営委員会の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。

(3) この規定は、平成 13(2001)年 12 月 8 日より実施する。

(4) この規定は、令和 6(2024)年 3 月 9 日に廃止する。

平成 17(2005)年 2 月 22 日 一部改正

平成 21(2009)年 2 月 25 日 一部改正

令和 3(2021)年 4 月 1 日 一部改正

以 上

豊中市立中豊島小学校 PTA 入退会規定	令和 6(2024)年 3 月 9 日制定

#### 第 1 条

本会への入退会については、この規定の定めるところによって行う。ただし、本規定制定前  
の入退会については、その限りではない。

#### 第 2 条

本会への入会を希望する者は、所定の入会意思確認書を提出する。また、本会に入会した者  
は、所定の届出がない限り、自動継続とする。

#### 第 3 条

児童の転居、卒業または勤務校の移動により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもって  
退会したものとする。

#### 第 4 条

自由意志によって退会を希望する者は、会則表紙の連絡先もしくは学級担任を通じてその申  
し出を行い、所定の届出書を提出する。

#### 第 5 条

自由意志によって退会した者が再度入会を希望した場合、会則表紙の連絡先もしくは学級担  
任を通じてその申し出を行い、所定の届出書を提出する。

#### 第 6 条

年度途中の入退会による会費の扱いについては、以下の通りとする。

- (1) 入会については、入会の意思確認ができた月を基準とし徴収するものとする。
- (2) 退会については、支払い済みの会費は、返金されない。

#### 第 7 条 附則

- (1) この規定は、PTA 会則の内規とする。
- (2) この規定は、運営委員会の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。
- (3) この規定は、令和 6(2024)年 3 月 9 日より実施する。



豊中市立中豊島小学校 PTA 個人情報取り扱い規定	平成 30(2018)年 4 月 1 日制定

### 第 1 条

個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営、個人の権利の保護と PTA 役員名簿及び個人情報の取り扱いについて、本規定は、関連法令を遵守し、PTA 活動における個人情報の保護に努めるものとする。

### 第 2 条

職務上知る事の出来た個人情報をみだりに他人に知らせ、又不当な目的に使用しない事としその職を退いた後も同様とする。

### 第 3 条

個人情報の収集に際しては、個人情報の利用目的を定め、本人に明示する。なお要配慮個人情報などを収集する場合は予め、本人の同意を得る事、又本人から個人情報の開示・使用停止・追加・削除を求められた時は法令に沿ってこれに応じ、苦情は適正かつ迅速な処理に努める。

### 第 4 条

取得した個人情報は PTA 活動の目的の為に使用とし、下記の個人情報は PTA 役員が適正に管理する。

- (1) 文章等の送付
- (2) 本会の役員・委員・会員名簿等の作成

### 第 5 条

個人情報は次にあげる場合を除き本人の同意なく第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命・身体の保護の為に必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関または地方公共団体又は委託をうけた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

### 第 6 条

- (1) この規定は PTA 会則の内規とする。
- (2) この規定は、運営委員会の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。
- (3) この規定は平成 30(2018)年 4 月 1 日より実施する。

私たちPTAは、子供たちが安全で楽しい学校生活を送れるよう学校、地域の諸団体とともに活動しています

**中豊島小学校**

**中豊島公民分館**

**四中校区中豊島地区青少年健全育成会（健育）**

**中豊島福祉推進協議会（社協）**

**学校体育施設開放運営委員会**

**人権教育推進委員協議会（人権協）**

**PTA連合協議会（連P）**

**PTA安全互助会**

**中豊島セーフティネットワーク（NSN）**

**わくわくスクール（地域子ども教室）**

**保護司会**